

次世代育成支援対策推進 一般事業主行動計画

2017年4月1日
ひかわ医療生活協同組合

(2017年3月現在 当生協 次世代育成支援対策に関する諸規定)

1. 育児休業規定	P. 77
2. 子の看護休暇規定	P. 83
3. 育児・介護のための所定外労働の免除規定	P. 85
4. 育児・介護のための時間外労働の制限規定	P. 86
5. 育児・介護のための深夜業の制限規定	P. 88
6. 育児短時間勤務規定	P. 90
7. 育児・介護休業等の対象者の制限に関する労使協定	P. 92
8. 職場におけるハラスメント！	P. 93
9. 子育てサポート助成規定	P. 96

次世代育成支援策として、上記の規定を定め、「申出」により実施している。

1. は、出産者の全員が取得し、ほぼ全員が1年休業することが出来ている。
2. は、取得促進のため、年間5日間は有給にしている。
3. は、育児・介護のための所定外労働の免除をしている。
4. は、育児・介護のための時間外労働の制限をしている。
5. は、育児・介護のための深夜業の制限をしている。取得者数人あり。
6. は、3歳未満児童養育者の短時間勤務取得は数人あり。
7. は、育児・介護対象者を条件による制限を行っている。
8. は、職場における妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関する（セクシャル）ハラスメント対策の周知を行っている。
9. は、行政が行う子育てサポートに対して助成を行っている。

また、ノー残業デイ（毎週水曜日）の設置をしています。

◎当生協の2017年4月1日～2020年3月31日の行動策定は、上記諸規定の徹底を図るため、引き続き「規定集」を新入職員には全員配布し新入職員研修の場で説明し、且つ各職場には、新規作成する度に配布します。

◎上記規定に基づいて、実施していることに矛盾が生じた場合、その都度所定の手続きを経て改訂します。